秋田市告示第273号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定に基づき、 指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法 第78条の11の規定により告示する。

令和7年9月22日

秋田市長 沼 谷 純

	事業者の		事業所の		東光正の記去地	成山の年日日	サービスの	
	名	称	名 称	称	事業所の所在地	廃止の年月日	種	類
	株式会社 エニシア 秋田		デイサロンえにしあ		秋田市広面字蓮 沼21番地1	令和7年9月15日	地域密着型通所介護	